社 協 通 信

NO.55　発行／平成 27 年 7 月 20 日　井手町社会福祉協議会

「まちづくりワークショップ」を開催します！

昨年度に引き続き、今年度も全地区より区役員、消防団、子ども会、民生児童委員、地域福祉推進員、商店等代表者の方にご参加いただき、「まちづくりワークショップ」を開催します

普段暮らしの中で困っていることなど気軽にお話し下さい。

お住いの地区をより住みよい地域にするために住民として出来ることはないか、地区の皆さんで話し合いましょう！

各地区代表者の皆さま、参加のご協力よろしくお願いいたします。

開催日（平成２７年）	時間	地区	会場
８月 21 日(金)	午後７時 30 分 ～ 午後９時ごろ	東部・西部 南部・北部	賀泉苑
９月　４日(金)		玉水・石垣 北・南	玉泉苑
９月 11 日(金)		水無・高月 上井手・田村新田	玉泉苑

8月の予定　ほのぼのカフェ毎週火曜日 13 時～15 時半

日	時間	内容	場所
３(月)	１３：００ ～１６:００	心配ごと・人権・行政・消費生活相談 電話相談は 13:00～15:30（℡ 82-3901）	玉泉苑
３(月)	１０：００	夏休み！かまど体験！～世代間交流事業～	椿坂
５(水)	１３：３０	生き生きふれあい体操教室	玉泉苑
６(木)	１３：３０	山吹体操クラブ・健康相談	玉泉苑
１７(月)	１３：００	心配ごと・人権・行政・消費生活相談	賀泉苑
２０(木)	１３：３０	山吹体操クラブ・健康相談	賀泉苑
２１(金)	１９：３０	まちづくりワークショップ（多賀）	賀泉苑
２４(月)	１４：００	弁護士による無料法律相談(要予約℡82-3901)	玉泉苑

高齢者の皆さん！みんなで一緒に涼みませんか？

冷房の効いた施設を「涼やかスポット」として地域のご高齢の皆さまに無料開放します。過度な節電による熱中症予防や、地域交流の場所としてもぜひご利用ください！

場　　所　　老人福祉センター玉泉苑・賀泉苑　ロビー

開放期間　　７月１３日（月）～　９月３０日（水）

時　　間　　平　日　９：００～１６：３０
　　土曜日　９：００～１１：３０

地区のまちづくり目標!!　≪井手町≫　安心・笑顔・ふれあいをみんなでつくる井手のまち

井手町地域福祉活動計画より

ボランティアセンターだより NO.336

発行／井手町社会福祉協議会・井手町ボランティアセンター　2015.7.20
〒610-0302　京都府綴喜郡井手町井手東前田 23 番地　老人福祉センター玉泉苑内
TEL0774-82-3499　FAX0774-82-3642　E-mail gyokusen@atlas.plala.or.jp
ホームページアドレス　http:///www.kyoshakyo.or.jp/ide/

災害発生

まず、あなたはどのような行動を取りますか？？
知っているのと知らないのでは大違い！！です。

災害ボランティア講座を開催します

今回の講座では、近年の異常気象で、身近な問題となってきた災害。もしもに備えて、災害発生後の初動体制を学び、“井手町”で、“あなた自身”が出来ることを一緒に考えましょう。

・日　時：平成２７年９月８日（火）１３時１５分～１５時４０分
・場　所：老人福祉センター　玉泉苑
　　井手町井手東前田２３番地
・講　師：滋賀県 高島市社会福祉協議会
　　事務局長　井岡　仁志　氏
・内　容：【講演】「災害発生後の初動体制について」
　　【グループワーク】もし井手町で災害が起こったら…
・対　象：災害ボランティア事前登録者、地域福祉推進員
　　民生・児童委員、区長会、老人クラブ、行政関係者
　　災害ボランティアに関心のある方
・申　込：井手町社協(☎82-3499)へ、８月末までにお申込み下さい。

夏　期　見　舞　金

井手町社会福祉協議会では、在宅で寝たきりの方や障がいをお持ちの方の福祉の増進を目的として毎年お見舞金を給付しています。

申請期間：平成 27 年 8 月 1 日～8 月 31 日　8 時 30 分～17 時
　　ただし 土曜日、日祝日は除きます。

申 請 先：井手町社会福祉協議会（老人福祉センター 玉泉苑内）
　　住所▸綴喜郡井手町井手東前田 23 番地　電話 82-3499

持 ち 物：**印鑑、公的証明書**（手帳など）

対　　象：平成 27 年 8 月 1 日現在で町内に住所を有し、在宅で
　　下記のいずれかに該当される方

◇要介護 4・5 の認定を受けている方で、
　6 ヶ月以上寝たきりの方、もしくは認知症の方
◇身体障害者福祉手帳　1 級・2 級の方
◇療育手帳　A 判定の方
◇精神障害者保健福祉手帳　1 級の方

ただし いずれの項目に対しましても**入院、入所**等されている方は**対象とはなりません**。

✿対象となられる方は、申請期間内に井手町社会福祉協議会へ**申請**して下さい。（代理の方でも可能ですが、上記持ち物を必ずご持参ください。※コピー不可）

✿昨年度までに申請がお済の方はもう一度申請をしていただく必要はありませんが、昨年の 10 月以降、「入院・入所している」、介護保険等の「区分変更があった」などの変更がございましたら**必ずお知らせください**。

ご質問等ございましたら井手町社会福祉協議会までお問合せ下さい。　電話 0774-82-3499